

御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、御前崎市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び魅力ある景観を維持し、並びに災害の発生を防止し、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

再生可能エネルギー事業実施により市民の良好な生活環境に影響を与えないよう一定のルールを定め、健全な再生可能エネルギー発電事業の促進を図ることが本条例の目的となります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第5号に規定するバイオマスをエネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 市内において再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
 - イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用賃借による権利又は賃借権を有する者
 - ウ 事業区域の全部又は一部を含む町内会
 - エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体
 - オ その他これらの者と同程度の影響を受けると市長が認めるもの

【再生可能エネルギー発電設備】

太陽光発電設備・風力発電設備・バイオマス発電設備及びこれに関する附属設備(架台、パワーコンディショナ、敷地を囲むフェンス等を含め発電設備に附属する設備)となります。

【再生可能エネルギー発電事業】

再生可能エネルギー発電設備の設置及びその設備による発電を行う事業をいい、売電用・自家消費用いずれも本条例対象事業となります。

【事業区域】

再生可能エネルギー発電設備設置面積(例:太陽光モジュール面積)のみでなく、緩衝帯等を含む一段の土地、管理車両用駐車場、進入路、採光のために支障木を伐採する場合の土地等事業に要する用地すべてが事業区域となります。(区画が区切られていても、同一事業者が同一時期に施工し、経済産業大臣に認定申請した事業計画が同一事業であるなど、同一事業と判断できる場合は合算した面積が事業区域となります。)

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

市は、事業者から提出された再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書について、本条例及び関係法令等の規定に基づき適正かつ公平に審査をし、必要に応じて指導、助言等することを定めています。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令等を遵守し、良好な生活環境の保全に十分配慮するとともに、近隣関係者と良好な関係を保つように努めなければならない。

事業者は、関係法等遵守だけでなく、近隣関係者と良好な関係を保つことで事業と生活環境の調和を図るよう最善の努力をする必要があります。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域に係る土地の所有者は、第1条の目的を達成するため、良好な生活環境の保全に十分配慮するとともに、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

土地所有者は、貸地であり事業区域の管理は事業者委ねている場合においても、当該土地の所有者として適正管理がされている状態を保つように事業者を促す等していく必要があります。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

市民(主に近隣関係者)は、地球温暖化防止対策の一環として再生可能エネルギー導入の重要性を理解するとともに、良好な生活環境を保全しつつ健全な再生可能エネルギー発電事業実施のため協力するよう努める必要があります。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認められるものを、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
 - (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
 - (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
 - (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
 - (5) 生活環境の保全上支障が生じるおそれがある区域
- 2 前項の抑制区域は、規則で定める。

抑制区域は、規則別表で定めた区域のみであり、それ以外の場所は抑制区域とはなりません。

- (1) 農業振興地域内の農用地区域(営農型太陽光発電事業を除く)、保安林
- (2) 県立自然公園
- (3) 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、河川区域、地すべり防止区域
- (4) 周知の埋蔵文化財包蔵地、国・県・市指定史跡名勝天然記念物の指定地
- (5) 用途地域

(適用事業)

第8条 この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光又はバイオマスエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
 - (2) 風力をエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

太陽光発電事業及びバイオマス発電事業については第2条の定義で定める事業区域面積1,000平方メートル以上の事業が本条例の適用事業となります。同時に本市土地利用事業の適正化に関する指導要綱(以下「土地利用指導要綱」という。)の対象事業にもなります。(土地利用指導要綱による営農型太陽光発電事業の事業区域面積は橋脚部分の面積となり、本条例と事業区域面積が異なります。)なお、1,000平方メートル未満の事業につきましては、本条例の適用事業とはなりません。

風力発電事業については面積に関係なく本条例の適用事業となります。

いずれの事業につきましても、本条例適用の有無に関係なく他法令の規制や資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン等に従って事業実施していただく必要があります。

(近隣関係者への周知)

第9条 事業者は、次条第1項、第2項又は第12条の規定による届出をする前に、あらかじめ近隣関係者に対し、事業計画の内容について周知を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう努めなければならない。

事業者は、近隣関係者に対し事業計画の周知をし、その結果を第10条に定める届出時に添付(規則様式第4号)することを義務付けています。周知方法については説明会の開催、個別訪問等によるものとなりますが、特段の決まりはありません。(ただし、近隣関係者の理解を得るため、町内会長など地域役員等の意向に従うことが望ましい。)また、本条例では近隣関係者からの同意取得は必要としませんが、近隣関係者と良好な関係を保つため、事業内容について理解が得られるよう最善の努力をする必要があります。(土地利用指導要綱については利害関係者からの同意取得が必要となります。)

(届出)

第 10 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に係る事項を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

事業者は、あらかじめ再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申請書(規則様式第 1 号)に添付書類を添えて市長に届け出することを義務付けています。「あらかじめ」とは事業着手(発電設備設置のために行う樹木伐採、土地の造成等を含む発電設備設置工事に着手することであり、事業計画・測量(測量のための樹木伐採)等は含みません。)前となります。なお事業着手には第 11 条で定める市長同意の取得が義務付けられており、届け出から同意までに要する日数は通常であれば土地利用指導要綱における標準処理期間と同様 60 日程度となります。(他法令の許認可等手続きが必要な事業については、許認可後に事業着手となるため、それぞれの処理期間日数を考慮し計画をしてください。)

土地利用指導要綱の該当事業となる場合は、本条例届出と同時に土地利用指導要綱による承認申請を提出してください。審査についても同時進行で行います。

(同意)

第 11 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするとき、又は前条第 2 項の当該届出に係る事項に変更をしようとするときは、市長の同意を得なければならない。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつてはこの限りでない。

3 市長は、同意の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

市長同意不同意の判断については、憲法に定める基本的人権の保障及び本条例の目的を前提に置き、第 10 条で定める届出書類を慎重かつ厳正・公平に審査をし、同意不同意の判断をします。なお、事業区域が抑制区域内に含まれているときは原則不同意となります。審査においても抑制区域に含まれているか確認しますが、事業者は事業計画策定の段階において関係機関に確認するようにしてください。(第 2 項ただし書き「支障がないと認めるものにあつてはこの限りではない」については、事業者より届出時に支障がないと明らかに判断できる理由を添付してください。市ではその理由を基に調査検討をし、同意不同意の判断をします。)

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第 12 条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して 14 日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

事業者が変更になった場合は、再生可能エネルギー発電事業承継届出書(規則様式第 8 号)を提出するとともに、承継後の維持管理については確実に引き継ぐ必要があります。

(再生可能エネルギー発電事業の廃止)

第 13 条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から起算して 14 日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

事業者は、発電事業を廃止したときは、速やかに設備を撤去し適正に処分しなければなりません。発電事業の廃止とは、発電設備による発電をしなくなったときをいい、売電期間が終了した後、自家消費用に切り替え引き続き発電をしている場合は事業の廃止とはなりません。

(報告及び立入調査)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提供を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査を行うことができる。

市は、事業計画や事業区域等において疑義がある場合は、確認のため資料提供や現地立入調査を実施し確認をする場合があります。事業者は、市より調査依頼等があったときは、依頼事項に対応していただく必要があります。

(指導、助言及び勧告)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第 10 条第 1 項又は第 2 項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第 11 条第 1 項に規定する同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手したとき。
- (3) 第 12 条又は第 13 条第 2 項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前条に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条に規定する立入調査を拒み、若しくは妨げ、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 前項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

市は、本条例の目的達成のため、事業に対し改善の必要性がある場合は、指導・助言を行います。また、第2項のそれぞれに該当する事業者に対しては、是正勧告をいたします。

(公表)

第 16 条 市長は、前条第 2 項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

事業者は、勧告に対し正当な理由なく従わなかった場合、市は事業者名を公表いたします。また、公表と同時に国県の関係機関にも報告いたします。本条例の目的を御理解いただき、適正に事業実施していただくようお願いいたします。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別に定める「御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」に届出の添付書類、変更届出が必要な変更内容、抑制区域等が定められています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施される再生可能エネルギー発電事業について適用する。

(準備行為)

3 第11条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第10条の規定の例により、必要な手続その他の行為を行うことができる。

本条例の適用は、令和4年4月1日以降に事業着手(事業着手の解説は第10条参照)する事業が対象となります。